

神戸市自立教育労働者組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年2月18日（火）18：19～19：00
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出 席 者：（市）教職員給与課労務制度係長、他1名
（組合）執行委員長、副執行委員長、書記長
4. 議 題：・特殊勤務手当の改正等
・勤勉手当における新たな加算制度
・会計年度任用職員の病気休暇の有給化
5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。本日は、「特殊勤務手当の改正等」、「勤勉手当における新たな加算制度」及び「会計年度任用職員の病気休暇の有給化」について、ご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「特殊勤務手当の改正等について（案）」をご覧ください。まず、「1. 夏季作業手当の創設」についてでございますが、

（1）「概要」について、近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっているなか、公務の運営のためやむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み夏季作業手当を創設いたします。

（2）「対象業務」については、神戸地方気象台が観測地点名「神戸」において湿球（しっきゅう）黒球（こっきゅう）温度（おんど）28℃以上を観測した日において、屋外等熱中症リスクのある環境で1時間以上業務に従事したものといたします。

（3）「支給額」については、日額200円といたします。ただし、3時間以上対象業務に従事した場合は、日額500円といたします。

次に「2. 災害応急対応等派遣手当の改正」についてでございますが、「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正いたします。

最後に「3. 実施時期」についてでございますが、令和7年4月1日より実施することといたします。

続きまして、「勤勉手当における新たな加算制度について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、次世代育成支援推進のため、育児休業等を取得する職員がいる所属において、代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算するものでございます。また、年度内退職等についても、代替職員の配置がない所属においては、業務を代替する職員の負担を考慮し、勤勉手当の支給額を加算いたします。

「２．内容」でございますが、対象者は、「産前産後休暇・育児休業を取得している職員がいる」、「年度内に退職した職員がいる」または「その他、各種休業制度の取得等で上記に準じる職員がいる」が、代替職員の配置等がない所属において、所属長が応援職員として認める者いたします。ただし、教育委員会におきましては、教員については、その業務の特殊性を考慮し、会計年度任用職員が代替配置されている場合においても、その配置時間が 38 時間 45 分に満たない場合は、応援加算の対象とさせていただきます。算定期間は 4 月～3 月の年 1 回とし、勤勉手当への反映時期については、算定期間の翌年度の 6 月期といたします。加算金額につきましては、代替職員の配置等がない期間 1 月につき 24,000 円を付与し、所属長により、応援職員に 1 人 1 月あたり 6,000 円を上限に 1,000 円単位で配分いたします。

最後に「３．実施時期」につきましては、令和 7 年度の算定結果について、令和 8 年 6 月期より勤勉手当への反映を実施することといたします。

続きまして、「会計年度任用職員の病気休暇の有給化（案）」をご覧ください。

「１．改正内容」でございますが、会計年度任用職員の病気休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更するものです。なお、付与日数等につきましては変更ございません。

「２．実施時期」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日といたします。

ご説明は以上でございます。

- （組） まず、特殊勤務手当の改正について、授業以外の作業を想定していましたが、体育科の授業や、校外学習で屋外に出た場合も対象になるということでしょうか。
- （市） 支給対象となります。熱中症リスクのある環境下で業務に従事する場合に対象になります。
- （組） 観測した日においてということ、1 日のうちの気温差がある場合はどうなるのか。
- （市） 1 日のうち最高の WBGT 値で対象か判断することになります。
- （組） 対象職員ですが、事務職員や労務職も対象になるのでしょうか。
- （市） 全市的に導入されているものであり、職種によらず支給対象になります。
- （組） 勤勉手当の職場応援加算制度について、産前産後休暇や育児休業のみならず、あらゆる休業制度を網羅しているということですか。
- （市） はい。年次有給休暇は対象外ですが、病気休暇や病気休職、自己啓発休業や配偶者同行休業等、全てが対象となります。
- （組） 会計年度任用職員が配置された場合も対象ということですが、パート職員が配置された場合は、フルに満たない時間数に応じて加算されるということですか。
- （市） 教員の場合は非常勤講師の配置が 38 時間 45 分に満たない場合は、加算対象とします。ただし、週 20 時間の非常勤講師が 2 名配置された場合などは、対象外といたします。加算額は一律で同じです。
- （組） 勤勉手当の加算時期が年 1 回ということはどういうことですか。

- (市) 算定期間 1 年間で加算額を算定し、翌年の 6 月期の勤勉手当で付与するというものです。
- (組) 欠員の期間で、端数が出る場合はどうなるのか。
- (市) 30 日未満の日数は、切り捨てで計算いたします。月の初日から末日までを 1 月間とするわけではなく、通算期間が 30 日以上の場合は対象となります。
- (組) 週休日のカウントはどうなりますか。
- (市) 週休日も含めてカウントいたします。
- (組) 24,000 円を付与するというのはどういう単位ですか。
- (市) 学校園単位で、学校規模によらず、24,000 円が付与されます。
- (組) 教頭は対象ですか。
- (市) 全市的に係長級以下を対象としておりますので、教頭も対象になります。
- (組) 勤勉手当の職場応援加算制度について、24,000 円の額の根拠はなんですか。
- (市) すでに同様の制度を導入している他の自治体の事例や原資等の観点から検討した結果、お示ししている加算額としています。
- (組) 欠員が出ている学校は増えていますし、1 人の欠員が出たら約月 30 万円の給与が発生していないはずなので、経費削減をしているのではないかと感じます。
- (市) まずは欠員を発生させないように尽力すべきであるということに変わりはないです。今回は、どうしても代替の配置ができない場合に、新たに加算できる制度を創設するという提案ですので、経費削減をしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。
- (組) 今までなかった手当が支給されるようになるということですが、欠員が発生していることが常態化しているので、労働条件は何も変わらないと思いますが、どうお考えですか。
- (市) 加算額が十分かどうかについては、今後も議論が必要かと思いますが、応援職員は、これまで何も支給されていなかったものが、最大で 72,000 円支給されることとなりますので、一定、勤務条件としては改善されているものではないかと考えています。一方で、欠員が発生しないように引き続き人材確保策に取り組んでいきたいと考えております。
- (組) 複数の欠員がでた場合は、所属への加算額も増えるんですか。
- (市) はい。1 人の欠員で 24,000 円を加算しますので、欠員数に応じて加算額も増加します。ただし、1 人への加算上限額 6,000 円は変わりません。
- (組) わかりました。本日ご提案いただいた 3 件については、いずれも“了”とさせていただきます。